

地区計画の区域内における行為の事前相談書

令和 3 年 12 月 1 日

堺市都市計画課長 様

相談者 住所 大阪府〇〇市〇〇町〇番〇号
株式会社〇〇
氏名 代表取締役 堺 太郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出に先立ち、

List of actions: 土地の区画形質の変更, 建築物の建築又は工作物の建設, 建築物等の用途の変更, 建築物等の形態又は意匠の変更. Includes a callout box: '該当する行為の種類を囲んでください。' and a note: 'について、下記により事前相談します。'

記

- 1. 行為の場所 堺市〇区〇〇町〇丁〇番〇号
2. 行為の着手予定日 令和 4 年 2 月 15 日
3. 行為の完了予定日 令和 4 年 6 月 30 日
4. 設計又は施行方法

Callout box: '該当する行為の種類についてのみ記入して下さい。'

Table with 4 main sections: (1) 土地の区画形質の変更, (2) 建築物の建築又は工作物の建設 (with sub-table for design details), (3) 建築物等の用途の変更, (4) 建築物等の形態又は意匠の変更.

備考

- 1. 相談者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4. 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
5. 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。